

福岡市提出資料



国内外のチャレンジャーと企業が集い、
新しい価値を生み出す拠点

天神ビッグバン着実に進行中！
「福岡大名ガーデンシティ」
令和4年12月竣工

「福岡大名ガーデンシティ」広場
オープニングセレモニー

1 国家公務員の退職手当の特例

発表

計画認定

職員向け制度説明会、企業と職員のマッチング などに取り組んだ結果…

条例に基づく退職手当の特例を活用して

福岡市職員がスタートアップに転職！（全国2事例目）

さらに…

新たに8社のスタートアップを認定

eatas株式会社

栄養カウンセリングシステムの提供、
健康に関するコンサルティング



株式会社Chiral

化学・バイオ分野のデータベース
ソフトウェアの開発・提供



iMedy株式会社

医療機関の施設基準や職員の資格
データ等の管理ツールの開発・提供



株式会社xCura

治療中の痛み・不安を軽減する
VRプロダクトの開発・提供



DOKOJAPAN株式会社

QRコードを活用した多言語モバイル
メニュー技術の開発・提供



アダプト株式会社

企業・商品のブランディング支援
ウェブデザイン導入支援



株式会社World X-ing

クラウドファンディングサイト運営、
インバウンド集客支援



株式会社ペンシルイノベーションセントラル

ウェブコンサルティング支援、
ウェブサイト運営支援、ウェブ広告支援



2 国家公務員の退職手当の特例の要件緩和

[現行の認定要件]

年数	設立から5年未満であること
設立時点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人が新設した企業の場合 <ul style="list-style-type: none"> 創業者が <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の企業の経営者である役員に就任していないこと (2) 事業所得を得ていないこと
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 分社化により設立した企業の場合 <ul style="list-style-type: none"> 親企業が <ul style="list-style-type: none"> (1) 引き続き存続していること (2) 大企業でないこと

課題

企業から相談を受ける中で、人材確保に課題を抱えているにも関わらず、認定申請を断念せざるをえない事例があった。

【理由①】 創業4～5年目であり、特例活用しても3年間雇用できない。

【理由②】 設立時点での創業者や親会社の要件を満たさない。

提案

- ・ 年数の要件 を「設立から10年未満」に変更
- ・ 創業者の要件 及び 親企業の要件(大企業でないこと) を「撤廃」

(※ 国家戦略特別区域法第19条の2「創業者」の要件緩和)

- ▶ 質の高い人材確保を希望するスタートアップがより活用しやすく、さらに「リボルビングドア(官民人材交流)」を推進していく制度へ

3 重水素を含む製造物の輸出に係る規制緩和

- ・ 重水素は、創薬分野や半導体の材料のほか、有機ELディスプレイの高性能化などに使用
- ・ 日本では、国際的なガイドラインより更に厳格な **輸出許可制度** を導入



個別許可：輸出ごとに国が審査（最大90日）

包括許可：一定の要件を満たせば、3年間は国の審査不要 → **速やかな輸出**が可能

課題

品目・相手方等が同じでも、1回の輸出量によって、包括許可のハードルが上がる。

（重水素量が20kgを超えると、追加要件として「**輸出者と輸入者の間で継続的な取引実績**」が求められる）

包括許可がなければ、スピード感を持った輸出に支障

→ 世界をリードする技術があっても、**国際競争で優位に立てない懸念**

提案

輸出量に関わらず、包括許可のための追加要件を不要とする。

（**20kg未満の場合と同等の要件とする。**）

（※ 外国為替及び外国貿易法に基づく包括許可取扱要領「特定包括許可」の要件緩和）

▶ **ディーテック系スタートアップ**をはじめ、国内企業の**国際競争力の強化**へ